(1) 施工プロセスチェックリスト (土木工事)

											監督別紙第4号一1
_		施エプロセス	、チェックリスト(土木)	[事]							
_		工 事 名	E4 5 0 0	4 7 7 7 4	hr		発工事際	注 - 457 mm	者		課係
H		工 期 受 注 者 名	平成 年 月 日	から 平成	年 月	日	工事監現場	督職代理	<u>員氏名</u> 、氏名		
		当初請負金額					監理技		等氏名		
L	_	記入上の注意点									
	(1)	チェック欄には	ェックリストは,標準仕様書, 書類もしくは現場等で確認し 事項,是正状況,取り組みお	た月日を, そ	の内容が適						
	(3) (4)		〒適正化推進要領における♪ 闌については,必要に応じて		,	エックリスト内	可に含む。				
	(E)	26 コニ・1・ヘン4年から4	親に フィーでは, 必安に心じて	LEAR CREAT 9	, So.						4-1-1
		確認事項	確認内容	確認時期		,		旨示事項等)			備考
					着手前		施	工 中		完成時	(指示事項, 是正状況, 取組状況等)
		作業の分担	施工体制台帳,施工体系図及 び施工計画書により,請負契約 上の工事の施工分担が整理さ れている。	着手前	(/)						
施	施工		事前に監督職員の確認を受け, 契約締結後10日以内に登録した。	契約後,変更 後	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
工体制	体制		掛金収納書の写しが契約後1カ 月以内に提出されている。	契約後, 増額 変更後	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		建設業退職金共 済制度	建設業退職金共済制度適用事 項主工事現場の標識が現場掲 示されている。	施工中1回程 度		(/)	(/)	(/)	(/)		
			建設業退職金共済証紙の購入・配布が受払簿等により適切 に管理されている。	施工時,適 宜		(/)	(/)	(/)	(/)		
_							76-37 BM (A	E = +FFM			4-1-2
		確認事項	確 認 内 容	確認時期	着手前			旨示事項等) □ 中		完成時	備 考 (指示事項,是正状況,取組状況等)
		労災保険関係の 成立標識 項	労災保険関係の項目が現場の 場所に掲示されてい 目追加	施工中1回程 度		(/)	(/)	(/)	(/)		
		社会保険等の 加入について (一次下請業者)	下請施工通知書の「社会保 険等加入状況」欄に加入又 は適用除外と記載している。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
		建設業許可標識	建設業を受けたことを示す標識 を、公衆のみやすい場所に設 置し、監理技術者等が正しく記 載されている。	施工中1回程 度		(/)	(/)	(/)	(/)		
施	施工		現場に備え付け,かつ,同一の ものを提出している。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
工体制	体	施工体制台帳	下請負契約書(写)及び再下請 負通知書を添付している。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
	, AQ		下請負金額が適切に記入され ている。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
			現場の工事用関係者及び公衆 が見やすい場所に掲示されて いる。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
		施工体系図	記載の業者が施工している。	施工時 1回/ 月程度		(/)	(/)	(/)	(/)		
				<u> </u>		(/)	(/)	(/)	(/)		
			記載監理技術者等及び施工計 画書記載の技術者が本人であ る。	施工時の当 初,変更時					` í í		

(2) 施工プロセスチェックリスト (建築 (建築設備含む)・設備工事)

-											監督別紙第4号-2
		施エプロセス	、チェックリスト(建築(建	築設備含	む)・設(備工事)					
		工 事 名	T. F. D. D.	4.5 77.4	<i>F</i> -	П	発工を放	注 - 叔 咖	者		課係
		工 期 受 注 者 名	平成 年 月 日	から 平成	年 月	日		<u>: 督職</u> 代理 <i>丿</i>			
		当初請負金額					監理技		等氏名		
	(1)	記入上の注意点		(4.世が)ませる	8 to the 1 to	N ARIZA PL	L → 287dr (arr)	= /*/* ***	r)、フュ. ナ 四年	初め日かユバ	74-71-1-7
	-		ェックリストは,標準仕様書,契約 書類もしくは現場等で確認した								
			事項,是正状況,取り組み状況			COMPIGE	11100	C HL/ () &	·。 (21·2/10/10	O (1p/1. F	SKI EHBY CO COSK ",)
	-		庁適正化推進要領における点格			ックリスト内に	_含む。				
_	(4)	施工中の確認権	闌については,必要に応じて追	加し記入する	0						4-2-1
		確認事項	確認内容	確認時期			確認欄(指	旨示事項等)			備考
		惟祕爭填	唯 恥 門 谷	推论时列	着手前		7	L 中		完成時	(指示事項, 是正状況, 取組状況等)
		品質・安全	品質及び安全計画に見合う管理体			(/)	(/)	(/)	(/)		
		管理体制	制が確立されている。	提出時							
			掛金収納書の写しを契約締結後	契約後, 増	(/)	(_)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	施		1ヶ月以内に提出した。	額変更後							
施工	I	7.4.5.1. #Y 'P TM' ^	建設業退職金共済証紙の配布を	#r = +		(/)	(/)	(/)	(/)		
工 体		建設業退職金 共済制度	受払簿等により適切に管理している。	施工中 適宜		ì	Ì	Ì	ì n		
制	一般		<u> </u>			(/)	(()	(/)	(()		
	nx.	400	建設業退職金共済制度適用事業 主工事現場の標識を現場に掲示し	施工中1回程 度			(/)		(/)		
			ている。	(文	***************************************						
		請負代金内訳書	請負代金内訳書を契約締結後5日	契約後	(/)						
		高女八亚门队 自	以内に提出した。	X#4K]						
											4-2-2
		確認事項	確認内容	確認時期			確認欄(打	旨示事項等)			備考
	1	唯即于从	ME NO L1 4T	1 HE BID 11 (79)	着手前		1	E 中	T	完成時	(指示事項, 是正状況, 取組状況等)
		1	2000 関係成立票を工事現場	施工中1回程		(/)	(/)	(/)	(/)		
		立票項	目追加 所に掲示している。	度							
		L 0 17 10 17 0	下請施工通知書の「社会保険等			(()	(/)		(/)		
		社会保険等の 加入について	加入状況」欄に加入又は適用除 外と記載している。	施工時の当 初,変更時		(/)	(/)	(/)	(/)		
		(一次下請業者)	7	///, 及人"							
			建設業を受けたことを示す標識を, 公衆のみやすい場所に設置し,監	松工山1同租		(/)	(/)	(/)	(/)		
		建設業許可標識	理技術者等が正しく記載されてい	度							
			వ .					000000000000000000000000000000000000000			
	ļ,,		施工体制台帳及び施工体系図を			(/)	(/)	(/)	(/)		
施	施工		現場に備え付け、かつ、同一のも	施工時の当 初,変更時							
工仕	工体制一		のを提出した。	,							
制	(P)		施工体制台帳に下請負契約書等			(/)	(/)	(/)	(/)		
	般		(写)(再下請業者を含む。)を添付	施工時の当 初,変更時		()					
			している。								
		施工体制台帳,	施工体系図を現場の工事関係者	施工時の当		(/)	(/)	(/)	(/)		
		施工体系図また は作業分担に関	及び公衆の見やすい場所に掲げ ている。	初,変更時							
		する資料	施工体系図または下請負人通知			(/)	(/)	(/)	(/)		
			書等に記載されている業者のみが	施工時 1回/ 月程度							
			作業している。								
			受注者がその下請工事の施工に 実質的に関与している。(下請工事	施工時の当		(/)	(/)	(/)	(/)		
			がある全ての工事に適用する。)	初,変更時		_					

(3) 工事成績採点の考査項目別採点表 (第二次評定者) 土木工事

18.									
	1人方法	:】 該当	1する項目の	に*印を記入す。	2°				評定様式第7号-1
	項目		 - -				遵守等の	当項目一覧	
1 指名停止 3分月	-				-				
0 1 指名停止 3ヶ万 0 2 指名停止 2ヶ万 0 5 方書注意 0 6 口事関係者事は 0 7 理の指置の不適 0 7 理の指置の不適 0 7 理の指置の不適 0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0 3 0 0 2 0 0 3 0 0 0 3 0 0 0 3 0 0 0 2 0 0 0 2 0 0 0 3 0 0 0 2 0 0 0 3 0 0 0 0 3 0 0 0 0 3 0 0 0 0 0 3 0 0 0 0			•		K			項目該当なし	
2 指名停止 2ヶ万 3 指名停止 1ヶ万 4 指名停止 2週 5 文書注意 6 口頭注意 6 口頭注意 7 理の排價の不過 7 理の排價の不過 8 その他(理由: 00 22 0 0 22 0 0 23 0 0 24 0 0 25 0 0 3 0 0 25 0 0 3 0 0 25 0 0 3 0 0 25 0 0 3 0 0 4 4 株合灣區上大村・新典場に対する 0 0 5 0 0 5 0 0 6 0 0 7 0 0 7 0 0 7 0 0 8 8 密格工・財現場に対する 0 0 6 0 6 0 7 0 7 0 7 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8	警守等	0	1 指名係	亨止 3ヶ月以上			İ		
3 指名停止 1分子		0					- 15点		
4 指名停止 2週 5 文書注意 6 口頭注意 7 理の措置の不適 7 なかった場合 8 その他(理由: 0 2 0 2 0 3 0 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 2 2 0 0 2 2 0 4 0 4 0 2 0 3 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 5 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>5止 1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td></td> <td></td> <td>- 13点</td> <td>The formation for an inflict to the formation of the first to the firs</td> <td>1 1</td>		0		5止 1ヶ月以上2ヶ月未満			- 13点	The formation for an inflict to the formation of the first to the firs	1 1
5 文書注意 6 口頭注意 6 口頭注意 7 理の指層の不適 7 理の指層の不適 0 0 2 0 0 3 0 0 3 0 0 3 0 0 3 0 0 3 0 0 3 0 0 2 0 0 3 0 0 3 0 0 3 0 0 4 0 0 3 0 0 4 0 0 3 0 0 3 0 0 4 0 1 4 0 2 2 0 0 3 3 (施工」とは、請負契約 0 0 4 1 入れ前に提出した対する場合の適応 1 大規管へに随利工る場合の適応 2 0 4 2 0 4 2 0 4 2 0 5 3 (本籍なに適向 5 4 (本 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		0					- 10点		(に版点する。
		0					- 8点		
		0	1	龜					
				1係者事故または公衆災害が	15発生したが、当該事	す故に係る安全管	4	事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の	ら分が行なわれな
次かった場合 次かった場合 次かった場合 0 1 0 0 2 2 0 0 3 0 0 0 0 0 0 0		0		特置の不適切な程度が軽微な	なため、口頭注意以	Lの処分が行われ	- 3点	かった場合に減点する。	
8 その他(理由: 0 0 2 0 0 2 0 0 3 0 0 0 0 0 0 0		0	なかっこ	た場合					
0 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				1(理由:				•	ス関係決令等に
0 0 2 0 3 3 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			0	1回交付した			46	関する重大な違反等)が確認され、総括監督員から文書注意(工事打合セ簿)	2.よる改善命令) が
			0	2回交付した		一左のいずれ	最大一8点	交付された場合に減点する。(交付1回:-1点,交付2回:-3点,交付3回:	-5点, 交付3回で
0 総合評価式 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0			0	3回交付した				改善されない場合:-8点)	
総合評価式 10 11 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15			0	3回交付で改善され、	ない		0		
(なごと 下事がとかぜ	: : : : : : : : : : : : : :			
0 0 2 2 0 0 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				がなったいない。		HY IN HAME			
0 0 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			С	1項目が達成されて	1,12/1				
			0	2届日公藩形が上	1,7721,7	11011年2			
			0	3.4年於達成などに	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	かを選択す			
			0	4項目が達成されてい	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	10			
			0	5項目が達成されてい	いがない。	0			
 ① 当終工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事規制での適反は評価したい。) ② 本金室項目(第 25年を選出)では「本工品からで「中国報告が下記の適応事業」をは「主」の「本金型目」をは「上記で評価できる時間は、第二にあたって「中国報告が下記の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業」をは「本金型目の適応事業が特別した。 「 「本本でして権利の連定事業を発展・多用権限を対している。」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは「本金型目を表する」をは、本金型目を表する。を「本金型目を表する」をは、本金型目を表する。を「本金型目を表する」を表する。 「本金型目を表する」をは、本金型目を表する。を「本金型目を表する」を表する。 「本金型目を表する」を表する。 /li>		0							
(2) 本考金項目 8 注今遵守等)で評価する事例は、施工におたって工事関係者が下記の適応事例やこ葉の指摘があった場合に適用する。 (3) 「国工会工法、重要の報告の認力等では来る。工具、工具、加工場所等を履行するとに限定する。 (4) 「工事関係者」とは、当該工事型場に発すて事る。工具、工具、加工場所等を履行するとに限定する。 (5) 「工事関係者」とは、当該工事型場に発する事業を利益には、企業を不当を担け、企業を指揮した。 (5) 「上記で評価する貨場を付置した課金工作機能に、施食するため。		D		場に対する法令遵守のみの評価	とする。(他工事現場で	の違反は評価しない。			
() [施工」とは、請負契約事の記載内容(工事名,工別,施工場所等)を履行することに限定する。 () 「工事関係者」とは、請負契約事の記載内容(工事名,工別,施工場所者) 主任政府者、計員会社の見場従事職員及び当該工事にあたって下開契約し、それを履行するために企事する者に限定する。 () 「工事関係者」とは、当該工事理場に企業するといて、総偽の事実が判別した。 () 2 承诺なしに婚別とは義務を発言者には確認する。		(3)) 本考查項目	(8 法令遵守等)で評価する事(引は, 施工にあたってエ	事関係者が下記の適	む事例で上表の措置があった	た場合に適用する。	
(」 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、静負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下消契約し、それを履行するために従事する者に限定する。		(0)		請負契約書の記載内容(工事名	5, 工期, 施工場所等) %	と履行することに限定?	1-20		
L E記で評価する場合の適応事例		(A)		1)とは,当該工事現場に従事す、	る現場代理人, 監理技6	析者, 主任技術者, 請	負会社の現場従事職員及び	び当該工事にあたって下譜契約し、それを履行するために従事する者に限定する。	
1 入礼前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。 3 使用人に関する労働条件に関節があり、送検された。 4 種業免棄が増加された関する労働条件に関節があり、送検された。 5 当該工事関係者が、開収関係でより逮捕なは全部された。 6 一括下割や技術者の専用途に立及する不法投源、砂利採取込に違反する事実が判明した。 7 人国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨けた。 10 下間代金を別用以内に支持していない、不当に下部代金の額を減じているなど下請代金支払運延防止送剤・条に規定する機構・2を治すしては、定検された。 11 過積減等の適路交通法違反により、近代は依差がしては、経験された。 12			に対解値する	場合の適応事例】					
承諾なしに権利又 使用人に関する労 産業廃棄物処理診 当該工事関係者力 一括下請や技術者 分働基準法に違方 労働基準法に違方 所籍(金仓切用以 配置 (全位の用) 配置 (全位の用) 配置 (金の間) 配置 (金の間)) 配置 (金の間) 定理 (金の間)) 配置 (金の間) 定定 (金の間)) 配置 (金の間)) 配置 (金の間)) 配置 (金ou) 定定 (cou) 定定 (cou) 定 (cou) 定 (cou) (cou) (cou) (cou) (cou) (co				に提出した調査資料等において	, 虚偽の事実が判明し	ژ ہ			
使用人に関する労 産業廃棄物処理記 当該工事関係者力 一括下請や技術者 大国管理法に違方 労働基準法に違方 労働基準法に違方 監督 文は検査の 監督 上達代金を別日辺 監督 ないは検査の の 通情帳等の道限力 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の 通信事業の道限の道限。				しに権利又は義務を第三者に譲	渡又は承継した。				
産業廃棄物処理協 当該工事関係者が 一括下請や技術者 人国管理法に違方 労働基準法に違方 労働基準法に違方 所代金を切り 下請代金を切り 過積載等の道路。 項目追加				に関する労働条件に問題があり,	送検された。				
当該工事関係者が 一括下請や技術者 一括下請や技術者 分働基準法に違方 発働表では検査の 監督文は検査の 上請代金を期日以 一下請代金を期日以 の直路な 項目追加				棄物処理法に違反する不法投棄	き,砂利採取法に違反す	る無許可採取等の関	係法令に違反する事実が判	削明した。	
- 括下請や技術者 人国管理法に違方 労働基準法に違方 監督又は検査の3 下請代金を期日以 過積載等の道路方 項目追加				事関係者が,贈収賄等により逮抗	東又は公訴された。				
人国管理法に違方 労働基準法に違方 監督又は検査の3 下請代金を期日以 過積載等の道路方 の 項目追加 項目追加				請や技術者の専任違反等の建設	没業法に違反する事実 が	が判明した。			
労働基準法に違方 監督又は検査の9 下監代金を期日以 過積機等の道路名 通行機等の道路名 項目追加				理法に違反する外国人の不法康	t労者が判明し, 送検さ;	nt.			
監督又は検査の9 下請代金を期日以 過積載等の道路3 アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				準法に違反する事実が判明し, 1	送検された。				
下請代金を期日以 過積載等の道路タ コン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				は検査の実施を不当な圧力をか	けるなどにより妨げた。				
過積載等の道路を (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			10 下譜代	金を期日以内に支払っていない、	, 不当に下請代金の額?	を滅じているなど下請1	飞金支払遅延防止法第4条以	に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	
項目追加			11 過積載	等の道路交通法違反により, 逮抗	東又は送検された。				
項目追加			12 22.20	*****・***・****・***・***・***・***・**・**・**	指定暴力団の傘下組織	t(団体)」に所属する	青成員, 準構成員, 企業舎芽	弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	
の設置等を行うている事実が判明した。 ・ (***) お回るちょちょうが、 原作 孝子子にく サイン			項目		ことが判明した。あるいに	は暴力団員による不当	な行為の防止等に関する法院	去律第9条に記されている,砂利,砂,防音シート,軍手等の物品の納入,土木作業員やガ	-ドマンの受入, 土木作業員
	-			の設画帯が行りこう。					

(4) 工事成績採点の考査項目別採点表 (第二次評定者) 建築・建築設備・設備工事共通

於 於 於 於 於 於 於 於 () () () () () () () () () ()		法令遵守等	多調一目頭景類の	
000000			Z I	
0000000				
	措置内容	点数	(項目該当なし	なし
		- 20点		
	2 指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点		
	3 指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点		「重知 工業名 1 世 地夕 毎 正 世界 画 30 17 上 2 1 2 2 4 年 7 年 3 1 年 4 2 1 年 7 2 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1
	4 指名停止 2週間以上1ヶ月未満	- 10点		스러리스 다 크리트 때 첫 후들 그 우 스피스 다 그 수 스피트에서 그 수 것 같을 때 그 옷 없이 가 있다. 그 수 있다.
	5 文書注意	- 8点		
	6 口頭注意	- 5点		
	工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理 7 の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われな	S安全管理 - 3点	•	事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、ロ頭注意以上の処分が行なわれなかった場合に減点する。
0	かった場合			
	8 その他() 交付回数により	•	1 例 (渦踏載車両の使用、不正軽油の使用、仕様書等に規定する関係法令等
	0 1回交付した	減点	に関する重大な	に関する重大な違反等)が確認され、総括監督員から文書注意(工事打合せ簿による改善命
	2回交付した	左のいずれ 最大一8点	(4) が交付され (43回かみ無な	令)が交付された場合に減点する。(交付1回:-1点,交付2回:-3点,交付3回:-5点,交 +3回でお巻されたい場合・-8点)
	3回交付した	か名黒代する		40.0× 30 H . CON.)
		_	0	
3,	約工事において, 反映され	た技術提案項目の達成 1項目につき-	-2	
	がなれていない。	TE T		
	0 1項目が達成されていない。	- 東大-10点		
		40004		
	V.	1527・9 47		
	4項目が達成されていない。	9		
	0 5項目が達成されていない。	0	0	
) (∈ 0	当該工事理場に対する法会議守のみの評価とする(他工事理場での違反は評価したい)			
	1.5~1.7~1.7~1.1~1.1~1.2~1.1~1.2~1.1~1.2~1.1~1.2~1.1~1.1	※・「Julian Manay	■公子(ケ南今) 海田 → K	
		、コナ区ボロル・15万両でナス・コヤン目等)を履行することに限定する。		
D	「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、	技術者, 請負会社の現場従事	職員及び当該工事にあたって下請契	約し、それを履行するために従事する者に限定する。
「上記な	áL.			
-71	2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。			
	3 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。			
4	4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄,砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	採取等の関係法令に違反する	事実が判明した。	
	5 当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。			
9	6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。			
	7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。			
	8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。			
- 53	9 監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。			
1	10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を載じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	るなど下請代金支払遅延防止	法第4条に規定する親事業者の遵守。	事項に違反する行為がある。
1	11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。			
-	12 グン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に所属する構成員, 準構成員,	F組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	
	項目追加 V係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている,砂利,砂,防音シム聖器室が行っている事業を表行っている。砂利・砂・防音シ	員による不当な行為の防止等に	関する法律第9条に記されている,砂	利, 砂, 防音シート, 軍手等の物品の納入, 土木作業員やガードマンの受入, 土木作業員
	14 全事 ヰル不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故,又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。	又は重大な損害を与えた公衆	*損害事故を起こした。	